

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御代田町長 小園 拓志

市町村名 (市町村コード)	御代田町 203238		
地域名 (地域内農業集落名)	御代田地区 (小田井区、児玉区)		
協議の結果を取りまとめた年月日	小田井区	令和 7 年 2 月 5 日 (第 1 回)	
	児玉区	令和 7 年 2 月 12 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

入作の中心的経営体が地区内の中心的経営体よりも多いため、多面的機能支払制度等の活用に向け、市町村の垣根を超えた調整が必要となる地域である。
また、地区内の水田の多くで担い手が高齢化しており、水路等の維持が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小田井地区・児玉地区内の畑においては、レタス・キャベツを中心とした露地野菜を中心に、市場価値の高い生産品目を明確化して市場単価を上げる取り組みを進める。
小田井地区の整備田の一带では、水利に優れる場所で水稻、条件が劣る場合は畑地化して野菜やそばを生産し生産品目の明確化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	156.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	156.42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、認定農業者を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
状況に応じた検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人経営の育成・確保などの取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
状況に応じた検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--